

【相続税・贈与税】

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
・相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。	・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

【その他】

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。	・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
・インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。	・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

開催した諸会議

女性部会	4月 7日(金) 情報交換会
監査会	4月17日(月) 会計監査
正副会長会議	4月18日(火) 役員選任(案)協議
正副会長会議	4月24日(月) 理事会議案審議
第37回理事会	4月24日(月) 令和4年度決算
女性部会	5月19日(金) 税務懇話会
総務委員会	5月23日(火) 令和5年度総会
女性部会監事会	5月24日(水) 令和4年度監査
女性部会定時総会	6月12日(月) 令和4年度決算承認他
正副会長会議	6月12日(月) 通常総会議案審議
第11回通常総会	6月12日(月) 令和4年度決算承認他
第38回理事会	6月12日(月) 代表理事選任他
女性部会役員会	6月19日(月) 令和5年度事業計画
編集会議	7月20日(木) 夏号発刊会議

出席した諸会議

女性フォーラム愛媛大会	4月13日(木) 全法連
租税教室研修会	4月28日(金) 税務署
長岡間税会役員会	5月11日(木) 間税会
県連総務委員会	5月17日(水) 新潟県連
県連理事会	5月24日(水) 新潟県連
県連税制委員会	6月 8日(木) 新潟県連
県連通常総会	6月14日(水) 新潟県連
税団協役員総会	6月21日(水) 税団協
県連青年部会	7月 7日(金) 新潟県連
事業研修委員会	7月18日(火) 全法連
県連女性部会	7月25日(火) 新潟県連
県連厚生委員会	7月28日(金) 新潟県連

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～ A社さんのケース ～

消費税



ぬいぐるみ製造業
(免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよ

インボイス制度ですか・・・？



町の雑貨屋
(課税事業者)

雑貨屋

B社

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問5 インボイスって
どう作ればいいの？



登録をご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツも
用意しております。是非ご活用ください。



こちらから
アクセス！

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} \end{array} = \text{納付する税額} \quad \text{(納付税額)}$$

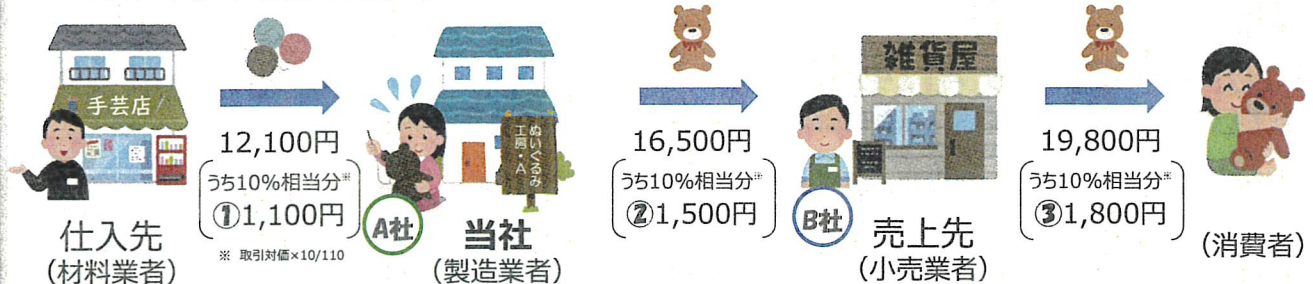
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※一定期間、一定割合を控除できる
経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

登録しないと
どうなるんだろう…

登録をしないと、

売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができなくなるが、経過措置が適用さ
れるため…

B社の仕入税額

当初の3年間 : 1,200円 (80%)
その後3年間 : 750円 (50%)
経過措置終了後 : 0円

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{ccc} \text{②} & \text{①} & \text{A社} \\ 1,500\text{円} & - & 1,100\text{円} = 400\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array}$$

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

2割特例により**非常に簡易**に
納付税額を計算することができます

3ページへ

制度開始後**6年間**は、仕入税額の次の
一定割合を控除できる経過措置が
設けられています (請求書の保存など、
要件があります)

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

▶ 非常に簡易な納付税額の計算方法（2割特例）

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 $\overset{\text{マイナス}}{-}$ 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 $\times$ 80%

売上税額の2割

1年間の売上げが700万円（税70万円）ポイント 簡易課税制度よりも負担が軽減！

ステップ1

70万円 $\times$ 80% = 56万円
売上税額 仕入税額

ステップ2

70万円 - 56万円 = 14万円
売上税額 仕入税額 納付税額

2割特例※により、事務負担と税負担の軽減を図ることができます

- ※1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象になります
- ※2 適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です
- ※3 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（参考）2割特例のほか、簡易課税制度※による計算方法もあります

売上げの消費税額 $\overset{\text{マイナス}}{-}$ 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 $\times$ みなし仕入率

サービス業
だと50%

※2割特例の適用期間終了後は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

1年間の売上げ（サービス業）が700万円（税70万円）だと

ステップ1
70万円 $\times$ 50% = 35万円
売上税額 仕入税額

ステップ2
70万円 - 35万円 = 35万円
売上税額 仕入税額 納付税額

疑問4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

登録を受けるかどうかは事業者の任意です



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度又は2割特例の適用により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 売上先の数が多い事業者は、売上先に直接相談することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう

① 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を参考にしてください

② 制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。
適用条件や内容について、詳しくはリーフレットご参照ください。

IT導入補助金
リーフレット小規模事業者持続化
補助金リーフレット

Q&Aはこちら

インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類
を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足す
る項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称 (株)〇〇 御中

④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び登録番号 ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…

② 取引年月日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

※ 軽減税率対象

8%対象 15,000円	消費税1,200円
10%対象 3,000円	消費税 300円

⑥ 税率ごとに区分した消費税額

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません。どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書 (支払通知書)」などを作成する場合、インボイスを出す必要はありません

登録
手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、登録申請書の提出が必要です。
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会

もっと
詳しく

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

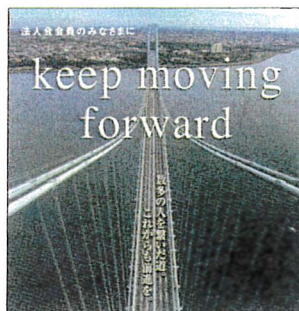
インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の動画、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト



インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)



法人会の経営者大型総合保障制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
 想いをつないで50年。
 これまでも、これからも企業の
 繁栄をサポートしつづける
 経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社
 新潟支社 長岡営業所/
 新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
 TEL 0258-32-1951

AIG AIG損害保険株式会社
 長岡支店/
 新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)
 TEL 0258-33-900

編集後記

鷲尾達雄

まずもって、七里親分、欠いてはならぬ義理と人情の精神で、嫌々ながらの(笑)4年間の会長職、お疲れ様でした。あれ程の満面の笑みでの退任ご挨拶をされた方を、未だかつて、見た事ありません(笑)。さて私事です、この度、副会長の末席に座らせて頂く事になりました。恐れオオイと思いましたが、オオイ新会長からのご指名なので、オオイに気を引き締めて職務を果たします！そこで、何かを受けるなら、何かを辞める！という基本原則に則り、編集長の任を解いて頂きたく、それを条件にしようと思っていたら、先手を打たれました。

「お前の編集後記、評判いいよ〜、ファンがオオイから引き続き兼務ね！」と(笑)。という事で、褒め殺しを真に受けて、引き続き、好き勝手に書き連ねたいと思いますので、ご笑読いただければ幸いです。

さて、今回の長谷川幸洋さんのご講演、最高でした。この頃、地上波メディアでは全くお見かけしなくなったので、体調でも崩されたのか？と気になっておりましたが、本音が言えない既存メディアから意図的に距離を置いていたと知り、尚更、前のめりで聴講いたしました。ご本人から講演録は公開しない様に！との条件があり、ケツの穴が小さいなあ〜と思ったものの、なるほど！この発言内容では、さもありません！というエッジ効きまくりの90分間でした。という訳で詳細は書けませんが、オオイに悩ましい時代、その混迷は更にオオイに深まる！という内容でした。

長岡法人会はオオイ丸が船出します。自分を除いてオオイなる役員がオオイ会長の脇を固めますので、オオイにご期待ください。

PS

長岡税務署様におかれましては、長谷川流で、これからもお互いに本音を言い合えるスタンスを、同胞であります長岡法人会と共有して頂ければ幸いです(笑)。

消費税期限内納付
 消費税の期限内に納付を忘れずに！
推進運動実施中！
 法人会

消費税には申告・納付期限 ^{※1} があります。	申告・納付にはe-Tax ^{※2} が利用できます。	個人事業者の方は振替納税も利用できます。
■消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。 ■基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※3}。 ■期限を過ぎると延滞税がかかります。 ■確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※4}に応じて中間申告・納付が必要となります。		※1 法人は課税期間終了後の翌月末日まで、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要ですが、申告義務を怠らないで納税をします。 ※3 基準期間の課税期間の確定消費税額が40万円以下の事業者が、「任意の申告納税を希望する旨の届出書」を提出した場合は、申告義務に準拠して納付することになります。
直前の課税期間の確定消費税額 ^{※4}	申告・納付回数	
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)	
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)	
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)	
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※5}	

法人 ながおか vol.152

公益社団法人 長岡法人会
 長岡市表町三丁目1番地8
 リナシエビル3 8階
 電話 0258-35-0328
 FAX 0258-39-7630
 発行 広報委員会
 委員長 鷲尾達雄
 印刷所 吉原印刷株式会社